

## 車両損傷事故に関する和解等について

車両損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 池間漁港臨港道路において県が設置したグレーチングによる車両損傷事故

2 当 事 者 損害賠償請求者  
[REDACTED]  
[REDACTED]

損害賠償支払者

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

3 事故発生年月日 平成28年4月2日

4 事故発生場所 宮古島市平良字池間903番地池間小中学校先路上（池間漁港臨港道路）

5 損害賠償等の額 22,740円

6 和 解 内 容 別紙のとおり

平成28年6月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 和解内容

甲 [REDACTED]

乙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

上記当事者間において、池間漁港臨港道路において県が設置したグレーチングによる車両損傷事故につき、次のとおり和解する。

- 1 乙は、本件事故に係るグレーチングの管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金及び和解金として、甲に対し総額22,740円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の金員を甲に支払う。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか何らの債権債務のないことを確認する。